

# 環境社会配慮助言委員会

## 第136回 全体会合

日時 2022年5月13日（金） 14:00～16:39

場所 JICA本部 2階229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

## 助言委員

|        |                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 石田 健一  | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教                                        |
| 奥村 重史  | 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター                                   |
| 小椋 健司  | 元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長                                  |
| 織田 由紀子 | JAWW（日本女性監視機構） 副代表                                               |
| 掛川 三千代 | 創価大学 経済学部 准教授                                                    |
| 木口 由香  | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長                                          |
| 源氏田 尚子 | 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）<br>東京サステナビリティフォーラム フェロー                  |
| 作本 直行  | アジア経済研究所 名誉研究員                                                   |
| 柴田 裕希  | 東邦大学 理学部 准教授                                                     |
| 島 健治   | 株式会社三井住友銀行 サステナビリティ本部<br>サステナビリティ企画部 上席推進役                       |
| 鋤柄 直純  | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹                                      |
| 田辺 有輝  | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）<br>持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 谷本 寿男  | 元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授                                               |
| 寺原 譲治  | 城西国際大学 観光学部 教授                                                   |
| 錦澤 滋雄  | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授                                      |
| 長谷川 弘  | 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授                                      |
| 林 希一郎  | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授                                            |
| 原嶋 洋平  | 拓殖大学 国際学部 教授                                                     |
| 日比 保史  | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン<br>（CI ジャパン） 代表理事                 |
| 山岡 暁   | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授                                               |
| 山崎 周   | 株式会社三菱 UFJ 銀行 サステナブルビジネス部<br>部長（環境社会リスク管理担当）                     |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー                                      |

敬称略、五十音順

## JICA

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 馬杉 学治 | 審査部 次長                  |
| 小島 岳晴 | 審査部 環境社会配慮監理課 課長        |
| 高橋 暁人 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長        |
| 宮城 兼輔 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課 課長  |
| 西井 洋介 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役 |
| 鈴木 健司 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課     |
| 福田 千尋 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長  |

齋藤 悠介

審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

○小島 改めまして、JICA審査部の小島です。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。私の見ている時計で14時になりましたので、委員長に議事をお譲りして開会いただきたいと思います。

では、原嶋委員長、お願いします。

○原嶋委員長 音声入っていますか。

○小島 よく聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、時間になりましたので、第136回JICA環境社会配慮助言委員会の全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いします。

本日は私のほうで承知している範囲では、柴田委員が若干の遅れというふうに伺っておりまして、あと、ほかの委員の皆様はオンラインでご参加ということですので、よろしくお願いします。

それでは、今画面に示されておりますけれども、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

続きまして、ワーキンググループのスケジュール確認ということでございまして、既にお手元のほうに6月、7月の予定がありますので、もし何かご都合が悪いあるいは特別に参加したいということであれば、細かい点については後ほど事務局のほうにご連絡いただければと思いますけれども、何か重要な点がありましたらご意見を頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。サインを送ってください。

事務局のほうはいかがですか。

○小島 ちょっと付言させていただきたいと思います。7月以降の担当が調整中ということになっています。例年ですと、6月に入ってからワーキンググループに付議するということはありませんけれども、今年は何件か予定されておりまして、6月いっぱいまでは担当を決めさせていただきたいと思います。7月に入ると皆さんの任期になりますので、その後どうするかというところについてはちょっと調整させていただきたいと思います。

7月8日以降は新任の助言委員の皆さんの業務になります。これも予定をどうするかというところ、まだ新任の委員の皆さんは決まっていないところですが、私が持っている情報だといくつか7月にも付議したいというものがありますので、そこは決まり次第またちょっとイレギュラーになるかもしれませんが、調整させていただきたいと思います。

私からは以上で、今丸がついている皆さんの予定でもし都合が悪い点あるいは交換したい点などあれば事務局のほうにメールでも連絡いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 確認ですけれども、6月の全体会合は現在の第6期かな、今の委員の皆様ということで、7月の全体会合からですか、メンバーの交代というのは。ちょっとその点、念のため確認で教えてください、小島さん。

○小島 大変失礼しました。私が間違えていました。6月も現在の期の皆さんで、7月8日の全体会合も現在の期の皆さんに参加いただくということになりますので、7月8日まで皆さん参加いただきたく、どうぞよろしくお願いします。失礼しました。

○原嶋委員長 それでは、現在の委員の皆様は7月8日が任期終了といえますか、任期最後の全体会合になるということで理解させていただきました。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。何か確認事項ありましたら。詳細についてはまた後ほど事務局のほうにご連絡いただければと思います。もし重要な点がありましたらサインを送ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

3番目が案件概要説明でございまして、本日は1件予定をしております。カンボジアのプノンペン  
の洪水防御・排水改善事業でございまして。

それでは、ご担当の方、準備が整いましたらお願いします。

○宮城 ありがとうございます。JICA東南アジア第二課長の宮城と申します。本日はよろしくお願いいたします。

カンボジア向け有償資金協力、協力準備調査、プノンペン都洪水防御・排水改善事業の概要についてご説明いたします。

次のスライドをお願いします。

本日ご説明する内容はこちらの目次に記載のとおりでございます。

次をお願いします。

まず、本事業の背景についてご説明いたします。カンボジアの首都であるプノンペンですが、都市開発が急速に進んでおります。その一方で、平坦な地形のために大雨や河川の氾濫によって浸水の影響を受けやすい状況にございまして、近年では都市化、短時間の豪雨による内水氾濫が広域化・長期化する傾向にございます。また、資料には記載しておりませんが、2020年10月に発生しました集中豪雨では、本事業の対象地を含む市街地や道路が最大で8日間程度にわたって浸水する等、市民生活や経済活動にも深刻な影響をもたらしております。

こうしたプノンペンの雨水排水対策につきましては、JICAは1998年にプノンペンにおける排水・洪水対策に係るマスタープランの策定を支援したのに加えまして、2016年にも同マスタープランの改訂を支援しております。

次をお願いします。

カンボジア政府は、これまでこれらマスタープランに基づきまして独自予算および4次にわたる日本の無償資金協力によりまして、排水ポンプ場の増強や排水施設の整備を進めてきております。また、具体的な対象地域はスライドの右側の地図に示しておりますが、無償資金協力によって排水施設の整備を進めた地区がマスタープランで優先度が高いとされた市内中心部に位置する、色で言いますと、若干ちょっと見づらいんですが、水色、緑、それから、ピンク、赤で囲まれた地区になります。これまでの無償資金協力の総額は100億円以上に上りますが、一方で1案件当たりの規模は限られておりまして、広範囲にわたる大規模な水路の新設・改修などが十分にできずに、急速に進む都市開発および浸水被害の増加を受けた早急な対策が困難となっております。

本事業の対象地域は地図の黄色の枠で示しておりますけれども、マスタープランにおいて市内中心部に次いで優先度が高いものの、広範囲にわたり想定される総事業費も大きいことから、プノンペン都より新規円借款の形成に係る協力準備調査の実施について要請があったものになります。

次をお願いいたします。

次に、本事業の目的と概要をご説明いたします。

目的は先ほど地図でお示しましたとおりプノンペン都の南西部におきまして排水施設を整備・回収することによって、雨水の排水機能の改善および浸水被害の軽減を図るものでございます。この南西部地域ですが、国際空港、それから、主要な物流ルートである国道、それから、経済特区などの産業基盤を有しておりまして、都市化の進展が著しくマスタープランの中でも優先度が高い地域とされております。

それから、事業概要、実施機関につきましてはスライドに記載のとおりでございます。

次をお願いします。

続きまして、事業地の概況をご紹介します。

2016年のマスタープランでは、プノンペン都の河川、島嶼部を除きまして、地形と現況排水網、排水先等を考慮しまして、27の排水区に分類して雨水排水計画を策定しております。本事業の対象地ですが、この27の排水区のうちスライドの中央に示しております排水区の1から6および8、9の全8地区となっております。左右に各排水区の写真も掲載しておりますけれども、対象地域の南側に位置する排水区1、3、4および5は主に農地でございまして、左側の写真の①、③、それから、右下の⑦に示しておりますとおり、既存の水路や改修水路の両側には家屋が点在しております。また、道路脇にも家屋が連なっておりまして、スライド中央の地図に赤色で示した計画排水路と道路との交差部に家屋が数多くある状況でございまして。

それから、対象地域の南に位置して水色で示しておりますプレックノット川および周辺の状況は右上の写真の④と⑤で示しておりますけれども、護岸工は見られずに素掘りの水路、それから、盛土のみとなっております。また、写真の⑥に示しておりますとおり、プレックノット川の近隣にも家屋が点在しているという状況です。

次をお願いいたします。

対象地域の北東部に位置します排水区の6と8と9につきましては都市化が進んでおりまして、施設設置に関する家屋や土地が多数存在しております。排水の流れとしましては、青色で示しております既存水路の利用が中心ですが、北から南に流れる赤色の箇所と写真の⑧と⑨に示しておりますポンプ場、調整池の用地につきましては、既存のポンプ場の能力も加味したうえで検討を行いまして、もし増設の必要がある場合には用地を確保する計画です。水色で示しました先ほどの下流側のプレックノット川におきましては一部埋め立てを行っておりまして、都市開発が進んでおります。現況の都市開発がマスタープランの改訂のときと比べてどのように変更されているのかを確認し、そのうえで本事業が与える影響を精査いたします。

また、写真⑩と⑪に示しております空港の近隣の地区につきましても開発が進んでおりまして、店舗や家屋が立ち並んでいるために河川拡幅、それから、施設の移設などが必要となる際には移転などを考慮する必要があるとございます。

次をお願いいたします。

次に、本事業の代替案の検討状況につきましてご説明いたします。

まず、2016年のマスタープランでは事業を実施しない案を検討しておりますが、その場合、現在の浸水による問題を継続あるいはさらに悪化させ、また、地域の急激な都市化の進展は浸水問題を周辺にも拡大させ、国の経済発展に寄与しないと考えられます。

次に、2016年のマスタープランの施設計画策定では、プノンペン地域を地形、それから、既存の

幹線排水路の流向等を考慮しまして、排水出口が1か所だけとする27の排水区に分割して検討しています。基本的には各排水区はそれぞれ単独に計画案を策定しますが、隣接する排水区を統合するほうが建設費や用地取得等の観点から効率的と考えられる排水区の6と8のみ単独で計画した場合と統合した場合で比較検討を行っております。また、④に記載しております3点を基本方針とし、排水計画を策定しております。

次をお願いいたします。

次に、マスタープランに基づく検討中の代替案についてご説明いたします。

排水区6と8の単独案ですが、各排水区から排水路を経由して湖に接続する方式です。また、右側に記載しております統合案では、排水区8の住宅地を回避できることから影響家屋数を減らすことが可能となります。また、河川への排水を想定しておりまして、チェングエック湖への排水を避けることで湖の汚染を避けることが可能です。一方で統合案は、ポンプ場と調整池の建設を伴うため必要な用地が大きくなりますが、都市化が進んでいない農地等での建設を計画しておりまして、影響は小さいと考えられます。

以上から、統合案は単独案よりも有利と判断されております。

次をお願いいたします。

本協力準備調査の概要はこちらのスライドに記載のとおりでございます。一般的な協力準備調査と同様の内容のため、口頭での説明は割愛させていただきます。

次をお願いいたします。

次に、環境社会配慮事項についてご説明いたします。

助言委員会からは環境社会配慮のスコーピング案と協力準備調査のドラフトファイナルレポートに対してご助言をいただく予定でございます。本事業に適用されるガイドラインにつきましては、2010年4月版となります。また、カテゴリ分類はAとしております。環境の許認可につきましては、協力準備調査による支援の下、環境影響評価報告書を実施機関であるプノンペン都が作成の上、環境省による許認可を取得する必要があるがございます。

次をお願いいたします。

想定される社会的影響としまして、排水路、調整池、それから、排水ポンプ場の新設と改修におきまして、私有地を含む用地取得が必要となるため、約180家屋に居住する世帯の非自発的住民移転が見込まれます。ただし、これは2016年のマスタープラン時点の情報ですので、用地取得と住民移転の影響および緩和策につきましては、調査で具体的な被影響世帯数を確認し、住民移転計画を作成いたします。

環境影響案につきましては、工事中は大気汚染、それから、水質汚濁等の影響を想定しております。また、供用時におきましては排水先の水質等の影響が懸念されます。さらには、本事業の対象地域から約10km離れた2か所がImportant Bird Area、国際的野鳥保護組織のBirdLife Internationalがこれは定めております重要野鳥生息地に指定されておりますため、排水先を含めて当該地域への影響の有無を確認いたします。

また、対象地および周辺地域に重要な自然生息地あるいは生態系の有無およびそれらの影響の有無を確認いたします。

次をお願いいたします。

最後の今後のスケジュールをご説明いたします。

ドラフトファイナルレポートの提出は12月、ファイナルレポートの提出は翌年4月を予定しております。また、環境影響評価報告書および住民移転計画の作成は6月より順次開始する想定です。これらの作成に関し、住民協議並びにステークホルダー協議を7月および10月を目途に実施することを想定しております。以上のスケジュールに鑑み、スコーピング案に係るワーキンググループを6月、ドラフトファイナルレポートに係るワーキンググループを12月に実施させていただきたいと考えております。

本事業に係るご説明は以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいたことに対してご質問やコメントありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

それでは、順次、小島さん、3人ぐらいでよろしいでしょうか。

○小島 ご配慮いただきまして、ありがとうございます。3人ずつぐらいにまとめていただけると回答するほうも回答しやすいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 一応目途としては3人のご質問などをまとめて対応していただくということで進めていきます。

それでは、まず源氏田委員、お願いします。

○源氏田委員 源氏田です。

ご説明ありがとうございました。代替案について質問ですが、スライドの8ページ目に代替案として排水路6および8を統合する案と別にする案というのが書いてあるのですが、それ以外の地域です。排水区の1、2、3、4、5については代替案はないのでしょうかというのが質問です。ない場合はない理由も教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 続きまして、木口委員、お願いします。

○木口委員 木口です。

ご説明ありがとうございました。質問ですが、こういった洪水の深刻化というのは、大きな理由としては気候変動などもありますが、都市化で埋め立てが非常に進んでいるということがあるかと思うんですけれども、土地利用の規制のようなことまでも含めて何かご検討されているのか、そのあたりをお伺いできればと思います。

2点あるのですが、もう1点はメコン川本流とつながる川に排水すると理解したんですが、本流が洪水になったりする場合というのも今後環境アセス等で検討されて、計画を立てられるのか、というのを伺いできればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、掛川委員、聞こえますか。お願いします。

○掛川委員 掛川です。

ご説明ありがとうございました。私も2点ありまして、一つはこれまでJICAと先方政府との方でプノンペン市の都市排水とか洪水対策ということで協力をされてきたと思うんですけれども、今の

お話を伺っていきまして、気候変動の適応プロジェクトということで考えられるのかなと受け取りました。ですので、今回の事業では排水改善ということでハードのみへのアプローチを提案されていますけれども、最近重要視されているNature-based SolutionとかNature-based Adaptationとかありますので、そちらも含めて、そちらも併用する形で検討していくことも良いのではないかなと思っています。

今、木口委員からも指摘がありましたけれども、そうしますと、プノンペン市のマスタープランとの調整も含めて、もう少し大きな枠で検討していくほうがいいのかなと思うんですけれども、そのあたりについては、JICAさんの方ではどのように考えられて、先方政府とのやり取りをされているのでしょうかということが1点目の質問です。

2点目はコメントになりますけれども、2016年のマスタープランの状況で、180家屋に居住する方々が恐らく住民移転されるということですが、単純に1世帯5人ぐらいと考えると、これは900人ぐらいの住民移転になるかと思っていて、これは非常に大規模な移転が考えられると思います。また、同時に移転された人たちがまさに整備された排水区画の中に本当に住めるのかということでも少し懸念を持ちました。ですので、やはり用地取得については最大限の、多くのオプションを考えていただいて、その中から検討していただく必要があるのかなということを思いましたので、こちらはコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 宮城さん、都合4つ質問で一つはコメントということですが、ご対応をここでお願いしてよろしいでしょうか。

○宮城 ありがとうございます。

まず、源氏田委員からいただきました排水区6、8以外の代替案につきましてですが、2016年のこのマスタープラン時点では各地区の代替案、その他の地域については検討されていない状況でございます。その理由としましては、特に6と8につきましては、スライドの先ほど7のところでご説明しましたとおり、この6と8につきましては統合することによって建設費や維持管理費、それから、影響家屋にプラスの影響が見込まれるということで統合案というのを検討されたわけですが、一方で逆に申し上げますと、それ以外の排水地区については統合することによるメリットというのが想定されなかったということで、16年時点のマスタープランでは検討されていないということになります。

それから、木口委員からいただきました都市化の中で土地利用の規制も含めて検討しているかというご質問につきましては、現時点では具体的な検討を行っておりませんが、協力準備調査の中でその必要性も含めて検討してまいりたいと思います。メコン川、それから、本流が洪水する場合も想定してのご質問につきましても、こちらも調査の中で十分検討、精査してまいりたいというふうに考えております。

それから、掛川委員からいただきましたより包括的なアプローチにつきましても、こちらもすみません、全て調査の中でという回答で恐縮なんですけど、調査の中でそうした様々なアプローチも念頭に検討していきたいと思っておりますし、これまでカンボジアとの協議の中では具体的な話は出ておりませんが、ハード以外の取り組みとしましては、例えば廃棄物の処理ですね、これを技術協力でソフト面で支援を行うといった協力も合わせておりますので、引き続き包括的な取り組みというのは

留意しながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、鋤柄委員、聞こえますか。お願いします。

○鋤柄委員 鋤柄です。

これは1点質問です。定期的な氾濫を起こすような場所では、河川の氾濫はそこに生息する淡水魚にとってかなり繁殖上重要なイベントになっていると聞いております。この地域はプノンペンはかなり中心部に近いようですけれども、やはりそういった視点からどのような魚に影響があるのかという点については、調査されるのでしょうか。恐らく調査計画に入っているとは思いますが、入っていないとすればしっかり見ていただきたい、というここはお願いです。

あともう1点、これまでもご説明いただきましたけれども、やはり土地利用はこれからもどんどん変化していくと思いますので、将来の土地利用計画へ向けてのインプットといいますか、それをやはりこのプロジェクトのほうからもぜひ進めていただければと思います。これはコメントでした。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、谷本委員、お願いしてよろしいでしょうか。谷本委員、聞こえますか。お願いします。

○谷本委員 谷本です。

2点ほどちょっと質問をさせてください。1点目はスライドの6を今見ているところで、排水区のないようなんですが、これはちょっと橋が大きいので、そこに統合されたのか、あるいは他の対象地域になっているのか、そのあたりちょっと説明をしてください。

それからもう1点目は、スライドの7、次のところで統合案にすると湖への汚染が少なくなるというふうなことをおっしゃっていたと思うんですけれども、これはいわゆるプラスチックなどの浮遊ごみがポンプ場で回収される、あるいは調整池で回収されるということで湖への流入が少なくなると、そういう理解でよろしいのでしょうか。その辺、説明をお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、順番がちょっとあれですが、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。日比です。

○原嶋委員長 ちょっと先によろしいですか。日比委員、お願いして。

○日比委員 わかりました。

ご説明ありがとうございます。1点、代替案の検討中の表のところで一つだけちょっとわからないところがあって、環境社会影響の比較のところ、両案とも動植物・生態系への影響は想定されないとありつつ、その後に湖の排水先には湖の汚染をさらに促進させる懸念があるということが書かれているので、湖の汚染がさらに促進される懸念があるということは、動植物・生態系への影響もあり得るということなのではないかなと思いましたので、ちょっと追加でご説明をいただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと3名ですが、もうお一方終わった後に宮城さん、お願いします。

小椋委員、お願いします。

○小椋委員 小椋でございます。

先ほど掛川委員がお聞きになったことと重複いたしますけれども、180世帯ですか、かなりの数の住民移転が生じるんですけれども、今後調査されるときに住民の方がどこに移転されるのか、移転先の確保をどうされるのか。集合住宅にされるのか、プノンペンに密集しているところ、人口密度の高いところでどういうふうにし計回復されるのかということに観点を置いてお調べいただければありがたいと存じます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、宮城さん、鋤柄委員から淡水魚への影響と土地利用計画へのインプットということはコメントとして頂戴したうえで、谷本委員から2点、あと、日比委員と谷本委員は重なっていますが、汚染の負荷の問題と、あと、移転先ですね、この点は今ご説明できる範囲でお願いしてよろしいでしょうか。

宮城さん、お願いします。

○宮城 ありがとうございます。

まず、谷本委員からいただきました排水区7ですが、こちらにつきましては本事業の対象地域外、ちょっと地図上も今投映しております地図にちょっと明確に示しておらず恐縮なんです、対象外ということでプノンペン全体、マスタープランでは先ほどご説明しましたとおり全体で27地区に分かれておりまして、本事業につきましては、ちょっと番号が飛んではおるんですが、対象外ということでご理解いただければと思います。

それから、統合案によって湖への影響ですね。川に流すことによって湖への影響が少なくなるということにつきましては、ご理解のとおりでございます。

それから、日比委員からちょっとご質問いただいた影響につきましては、どのような詳細な影響があるかということにつきましては、調査の中で十分精査、それから、適切な対応策について検討してまいりたいと思います。

それから、小椋委員からいただきました住民移転の点についても十分留意して適切な対応策を検討、それから、モニタリングを行ってまいりたいと思います。

すみません、簡単ですが、以上です。

○原嶋委員長 宮城さん、ちょっと念のため、今移転先についてはほぼ同じ排水区内で確保することというのは相当考えていらっしゃるのか、あるいはもう遠方かどうかは別として、排水区の外ということを考えていらっしゃるのか、今の見込みというのは何かあるんでしょうか。

○宮城 現時点では特に具体的な見込みはございませんで、調査の中でここは十分精査してまいりたいと考えております。

○原嶋委員長 あと、今、日比委員からのご指摘はちょっと多分シートの書き方が正確ではなくて、単独案の場合には汚染すると。統合案の場合には汚染が緩和できるというふうになっているのが同じシートの中に入っているんで、ちょっと誤解されていると思いますので、書き方は気をつけてく

ださい。

○宮城 承知しました。失礼しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 日比委員、よろしいでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 確かに見方がちょっとこれは多分、単独案と統合案がごちゃごちゃになっていたんですよね。

○日比委員 多分そういうことになると思います。失礼いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 宮城さん、念のため確認ですがけれども、今回は今画面に出ている7区を除いた1から8排水区を対象にすると。これまで4次やってきたものというのはどこになるのでしょうか。

○宮城 これまで4次やってきたものにつきましては、スライドの。

○原嶋委員長 それとの関係性はどのようなつながりなのでしょうか。

○宮城 スライドの3を投映いただけますでしょうか。こちらの今回の本事業の対象地域は黄色の枠で囲ったところになります。それから、これまで4次でやってきたところがその右側ですね。水色、赤、ピンク、それから、ちょっと見づらいんですが、真ん中に小さな緑、これが4次でやってきた無償資金協力で支援してきたプノンペンを中心部の対象エリアとなります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかいかがでしょうか。多分恐らくそんなに遠くない6月ぐらいにワーキンググループの設置ということがあるかと思いますが、木口委員、どうぞ。

○木口委員 ありがとうございます。

追加でコメントですが、皆さんのほうがよく現場にいらっしゃるのでご存じかと思うんですけれども、カンボジアの人権状況というのは非常に厳しい状況になっておりまして、特に前回の選挙をめぐって野党が解党されたりですとか言論弾圧のようなことが強く行われまして、住民の方たちの意見を聴く、それから、サポートをするようなNGOの立場というのが以前に比べても弱くなっていることが非常に懸念されます。ですので、JICAさんのほうでそういった点も踏まえて、きちんとした意見聴取ができるような環境を整えることに気を配っていただくようお願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、どうぞ。石田委員、聞こえますか。

○石田委員 はい。聞こえます。簡単に説明します。

淡水魚というか淡水生態系については、例えば25年ぐらい前にヨーロッパで魚のために河川改修をしようという動きが始まって、大きな本も出ているんですね。だから、そういうところがアジアでどの程度取り入れられるかわかりませんが、単に排水だけを目的とした排水路を作るんじゃなくて、先ほどほかの委員もおっしゃられたように、そこに住んでいる生態系の人たちにとっても有益な工法をぜひ取り入れてほしいと思います。希望とコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

宮城さん、ちょっと先ほど木口委員からありましたけれども、政治状況の変化で人権状況、いろいろ変化があるのではないかとということですが、現地での感触、もし可能であれば受け止め

を教えてくださいませんか。

○宮城 ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりの状況かと思しますので、その点は私どもとしても十分留意して丁寧に対応していきたいと考えております。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げたとおり6月ぐらいにはワーキンググループの設置が考えられるということで、もしご担当になりましたら、とりわけ今淡水魚への配慮について何人かの委員からもご指摘ありましたので、ぜひ十分注意深く見ていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

それでは、宮城さん、6月ぐらいでしょうか。小島さんかな。審査部で6月ぐらいでしょうか。

○小島 12ページのスライドを見ていただくと今後の予定が書いていますので、そこを踏まえて憶測いただけると幸いです。

○原嶋委員長 わかりました。

それでは、ほかに委員の皆様ございますでしょうか。

それでは、宮城さん、ご説明どうもありがとうございました。

○宮城 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、説明についてはここで一区切りにさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、よろしいでしょうか。前に進めさせていただきます。ワーキンググループの会合報告と助言文の確定ということで本日2件ございますので、まず1件目がフィリピン国の南北通勤鉄道ということで、島委員に主査をお願いしておりますので、島委員、よろしいでしょうか。準備が整いましたらご説明をお願いします。

○島委員 島でございます。聞こえますでしょうか。

それでは、フィリピン国南北通勤鉄道延伸事業（フェーズ2）協力準備調査のスコーピング案に対する助言案ということで説明させていただきます。

資料の投映のほうをお願いできますでしょうか。

すみません、ちょっと本件ですけれども、2月に案件概要の説明をしていると思うんですが、その概要資料は投映できますでしょうか。すみません、その前にここですね。ワーキンググループの概要の説明もさせていただければと思います。

ありがとうございます。

ワーキンググループの経緯ですけれども、4月4日、Teamsで開催しております。寺原委員、錦澤委員、日比委員、私の4名参加しております。事前配付資料としてスコーピング案に基づきまして、回答表を踏まえて助言案を作成させていただきました。

ちょっと案の内容に入る前に案件の概要だけ説明させていただければと思います。全体像ですけれども、こちらの4ページ、お願いできますでしょうか。

このオレンジ色、青色の部分が通勤鉄道の全体像でございまして、オレンジ色と青の実線の部分、ここが既に延長して進んでいるというところでございまして、今回の検討範囲というのはその北の部分、青色点線の18kmということでございます。

このフェーズだけの経緯ですけれども、ちょっとこの前、1ページ戻っていただいて3ページ目を

お願いできますでしょうか。

オレンジ色の案件があって、フェーズ1の水色がありました。その次、4ポツ目でこの事業区間は先住民居住区、近接しているところから切り離すことになりましたということと、その後、線形状に第二次世界大戦の戦跡ですね、これがあったのでちょっとルートの見直しなんかを行ったというところがございますというところと、その状況ですが、戦跡の状況ですけれども、6ページをお願いできますでしょうか。

こういった形で左下の網掛けしている部分が先住民族の居住区である。あと、この真ん中の黄色、茶色というか、ここが第二次世界大戦の激戦跡ということで、今のところ検討は3つのオプションでやられていまして、今ちょっとこれは濃くて見づらいかもしれませんが、オプションCという青色のラインですね。ここで先住民居住区および戦跡というのを外すルートを検討しているというところがございます。

ただ、ここで1点出てきた論点としては、こちらの今度は10ページをお願いいたします。

この先住民居住区、CADTと言っていますが、そこと戦跡は外しているんですけれども、一方で上の薄いピンクの部分です。先住民居住区申請中の部分あるいは申請手続の協議中の部分があるというところで、ここへの影響をちょっと配慮する必要があるというところがポイントとなってくるというところがございます。

案件の概要としては一旦以上でございまして、すみません、またちょっと助言案のペーパーに戻っていただきまして、すみません、その前に先にちょっと論点を説明させていただきたいと思えます。論点のペーパーを出していただけますか。すみません、ちょっといろいろ入れ替えまして。

今先ほど説明した部分が背景で2点大きな論点というのが出てきています。一つ目は先住民族に対する社会影響ということで、今現時点で先祖伝来の土地ですね、そこがまだ確定していない部分があるというところで、申請中あるいは申請に向けた協議中、保留中の部分があるということなんですけれども、そこは将来的に可能性があるというところで、その進捗もちゃんと確認していただいたうえで影響を想定する、あるいは先住民族の懸念事項なんかをちゃんと確認してくださいというところで、これを助言に組み込んでいるというところなんです。

もう一つは代替案、2点目です。代替案ですけれども、先ほどA、B、Cの3つの案を見ていただければわかるとおり、CADT、先祖伝来の土地と戦跡は外しているんですけれども、一方で今検討されているルートオプションCですね、これは住民移転数が1番多くなるというようなオプションになっていますというところで、そういった違う評価項目をどういうふうに比較するんだというところがちょっと複数の委員からコメントとしてございまして、定量化されたデータがあればいいですし、必ずしもそういったところが難しい部分もあると思いますが、質的・定性的な判断根拠なんかを明確に、あるいは項目の重みづけといったような根拠を明確にしたうえで評価を説明していただきたいというふうなことを助言で、ここはすみません、私も昨日気づいて、助言2だったんですが、助言1ですね、正しいのは。というところが論点となっているというところなんです。

最後にすみません、助言のほうに移りたいと思います。助言のページの投映をお願いいたします。

ありがとうございます。助言としては全部で4点ございまして、まず一つ目が先ほど申し上げた代替案のところなんです。その評価に至った経緯なんかをDFRに記載してくださいというような形で助言としております。

2ポツ目、生態系のところですよ。ここは日比委員がかなり多くコメントを出していただいたところですけども、本調査に関してはこういったフェーズ1とかの先行調査がありますので、先行調査のデータを使ってこれをまとめて、あと、そこで足りない部分は追加調査でやっている形でまとめているというところまでございまして、いくつか不明な点とかがありましたので、かなりの部分、ワーキンググループ会合なんかでやり取り、説明いただいたところではあるんですけども、そういったところの内容あるいはまだちょっと不足している部分というのを整理して、DFRに追加してくださいというような助言としております。

3番目、これが先ほどの先住民族のCADTの影響でございまして、CADT申請の手続の進捗あるいは申請が済んだ場合、ROWと重複する部分については、影響をきちんと検討してDFRに記載することということと、保留中の場合もやはり進捗を確認して、申請が為された場合には可能な限りの対応をお願いしますということにしております。

あと、4番目です。これは住民移転のところまでございまして、現在176世帯の移転で、移転地が提供されるのは非土地所有者だというふうに聞いております。フェーズ1のときの課題を踏まえてというところの指摘がございまして、フェーズ1事業において移転地の確保がマニラ市内で始まったということで、結構移転先が遠くなったというふうな課題が指摘されているというところまでございまして、移転地の選定等と、あとはフェーズ1のモニタリング結果を踏まえて、フェーズ1の課題を十分に反映するような形で働きかけてくださいと、こういったような助言案としております。

一旦私からは以上でございまして。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

そうしたらワーキンググループにご参加いただいた寺原委員、錦澤委員、日比委員、もし補足、追加ありましたらご発言ください。

寺原委員、錦澤委員、日比委員ですね。もし補足ありましたら。よろしいでしょうか。

○錦澤委員 では、少しよろしいでしょうか。錦澤ですけども。

○原嶋委員長 では、お願いします。

○錦澤委員 今、島主査から事業の概要も含めてご説明いただきましたので、だいぶ理解いただいたと思いますけれども、3点目の先住民族への影響についてのコメント、やや複雑でして、先ほどのCADTableと書いてある上の薄いピンクのエリア、あそこは先祖伝来領域ということで申請が為されているというエリアなんですけれども、申請中のものと、それから、申請が保留されているものというのもありまして、この3点目の助言の後半のほうに書いてあるものですね。保留中のCADTに関しては、申請されているんだけど保留になっているものというものについてです。ですので、このCADTableというのは、実はこのエリアよりもさらに拡大するという可能性があるということで、それについても申請が為された場合は影響を検討してくださいと、そういう趣旨のコメントになっています。

それから、あともう1点はROWとCADあるいはCADTableで重複するところで、そこに居住する住民ですね、先住民族も含めて、その点についてはスコーピングの中でも考慮されるという前提で書かれているんですけども、ここでこの指摘の趣旨は、必ずしもそのROWに居住している人が移転する影響だけではなくて、申請中あるいは申請が保留されているグループがそのエリアで何らかの資源を利用している、あるいは何らかの活動をしている。そこにどういうコンフリクトが生

じ得るのかというところまでは、スコーピングドキュメントの内容を見ても詳細にはわからないところなんですけれども、ただ、そういう影響が生じ得る可能性があるのも、それについて考慮してくださいと、そういう趣旨の助言内容になっているということです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、寺原委員、日比委員、よろしいでしょうか。

では、日比委員からお願いします。

○日比委員 私のほうはもう島主査のご説明で。

○原嶋委員長 寺原委員、お願いします。

○寺原委員 寺原です。

私のほうからも特に追加はございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、助言内容、論点についてありましたらご発言いただきたいと思いますけれども、石田委員、どうぞお願いします。

○石田委員 二つあります。まず1点目は1なんですけど、1は非常に基本的なことが、代替案の選択に当たって基本的に本当は調査でやってほしかったというようなことが書かれているように読めるんですね。これは何か理由があったんでしょうか。こういうところまで踏み込んで書かれるというのは、ちょっとなかなか目にする助言ではないので、それをちょっと教えていただければと思います。

第2点目は助言の2番です。こちらも同様にかかなり踏み込んだ助言だと思うんです。かつ先行および本調査と2回調査が為されていることがあるにもかかわらず、このように重要な自然生息地や周辺の森林についても日比委員が言及されているということは、実際には調査で何か例えばコロナでなかなか調査ができなかったとか、そういった理由なんでしょうか。

その2点です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 まとめて後ほど。奥村委員、まずいただいてよろしいでしょうか。奥村委員ですね。お願いします。

○奥村委員 錦澤委員に確認なんですけど、3ポツのところで、多分これは助言が長いので、いろいろ短くするためにカットしていったんだと思うんですけれども、先住民族だけでなくの後ろのところに何かあったほうがわかりやすくなるんじゃないかなと思ったんですけれども、ROW内に居住する先住民族だけでなく、先ほどおっしゃられたような。

○原嶋委員長 奥村委員、音声切れていますかね。もう1度ちょっと奥村委員、繰り返してお願いします。先住民族だけでなくのその後ですね。

○奥村委員 先住民族だけでなくの後ろに、回答表にあったんですけれども、先祖伝来の領地として認識している先住民族も広く想定することとか、そういうふうにあったほうがわかりやすいのかなと思ったんですが。

○原嶋委員長 ちょっと承ります。

林副委員長、お願いします。

○林副委員長 林です。

説明ありがとうございます。2点ありまして、1点目はすごく簡単な話ですけども、助言の1は全体事項に入っているんですが、これが代替案でない理由はあるんでしょうかというのが一つ。代替案の分類のほうがいいのかなという気がしたのがあります。

二つ目の点は助言の3番目ですけども、保留中のCADTに関しては正式に申請が為された場合と書いてあるんですが、これは申請がされて保留されているということなんでしょうか。それとも申請が正式にされていなくて保留と、この辺の申請が保留というのが正式であるのかないのか、ちょっとこの辺がはっきりしないので、この辺も少しはっきりしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、島主査にちょっと今確認しておきたいのは、まず項目として全体事項を代替案にするということなんですけれども、もう一つ、奥村委員からありましたけれども、そこで助言文をどうするかという点。その前にJICAのほうで今、林副委員長からご指摘ありましたけれども、保留という意味、これは西井さんですか、どなたかちょっとご説明いただけませんか。

○鈴木 JICA東南アジア第五課の鈴木と申します。回答させていただきます。

この保留中となっているエリアですけども、1度先住民族から申請が為されたものの、それを受理する国家先住民委員会、NCIPと書いてある組織によって1度拒否がされております。その結果、もう1度再度情報の内容を統合したうえで再提出するようというところで先住民族グループに1度申し込みがございました。なので、今回正式に先住民族グループが主張したエリアというのは明確にわかっていないというところですが、先住民族としては主張したいエリアがあるというところで、保留中という表現にさせていただきました。先住民族が主張する範囲というのが正確にわからないというところで、助言3で記載いただいたように可能な限り調査をするというところで委員の方々と相談させていただいた次第です。

以上になります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

あと、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 はい。聞こえます。

○原嶋委員長 先ほど石田委員からご指摘ありましたけれども、助言2のところのインプリケーションというか、背景がありましたら補足で何かコメントいただけますか。

○日比委員 ちょっと細かいところまで覚えているかというのはあるんですけども、基本的にこの対象地およびその周辺でいくつか絶滅危惧種の生息が確認されていると。その中には先行調査、実施機関が以前実施していたものだったかと思うんですけども、その中で確認されているものがあると。

ただ、先行調査で絶滅危惧種が確認されている地点が必ずしもROWそのものと重なっているわけでもなかったりというところがあって、また先行調査のスペックも多分JICAの調査と必ずしも同じではない可能性もあったのかなと。なので、フラットにこの事業による影響がある、ないというのが現状の先行調査も併せて見た限りまだ不明な点があると、不明確な点があるということでこのように、特にやっぱり絶滅危惧種の生息地が少なくともこの事業地の近傍において過去の先行調査で確認されているということは、ガイドライン上の重要な生息地に該当する可能性があるので、そ

この該非についてと、それが著しい影響を及ぼすことになるのかどうかということについて慎重な調査をお願いしますと、そういう背景といいますか、そういう状況でこの助言をさせていただきました。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 日比委員、説明ありがとうございました。それでしたら、いわゆる日比委員が懸念されていることというのは、先行調査の広いエリアの結果だけでは不十分なので、本事業が対象としているROWに係るところの詳細をもう少し整理して書いてほしいということなのかなと理解しました。肝心の事業が行われる地域への直接・間接の影響がどうなのかというところは、まだ不明瞭というか明記が足りないんじゃないかなという懸念ではないかと思うので、ちょっとそういう形で助言を変えられたほうがいいのかという気はするんですが、このままだと何か非常に一般的な事柄のように取られかねてしまわないような懸念がします。

○原嶋委員長 一応本事業におけるとあるわけですね。そうですね。文章としては本事業におけるというところがあるわけですね。一応石田委員、2行目ですけれども、本事業における影響の有無を整理してほしい。そこに今、石田委員がおっしゃったようなROWも含めてでしょうけれども、そういうことで一応そこに特定はしていただいているわけですね。

○石田委員 わかりました。了解しました。

○原嶋委員長 あと石田委員、先ほど1番目の代替案の総合評価、この種の助言は今まで何回も出ているんですね。実は経済的な項目とか建設費とか社会影響とか環境影響がそれぞれA、B、Cとランクづけていても、それらが縦横でどう総合的に評価されているかちゃんと説明するようにというコメント、助言というのは今まででも数多く実は出ていて、そこが代替案検討の非常に難しいところで、繰り返し出ているところなんです、実は。

○石田委員 そうなんです。私もそういったワーキンググループへ何度も出させていただいているので、よく出る場所なんです。だから、そうすると、この現状のままでいいということですか。毎回こういう助言が出てきて。申しわけないんですけれども、これは非常に教科書的に定量化ないしは質的・定性的な判断根拠をして重みを明確にして理由を詳述すると書いていますけれども、つまりこれだけ読むと、調査はそれすらやっていなかったのかなという印象も受けるんですね。そういう理解をしていいのでしょうか。

○原嶋委員長 これは錦澤委員に聞いたほうがいい。錦澤委員、聞こえますか。代替案の評価はどうやって整理したらよろしいのでしょうか、教科書的には。

○石田委員 いや、すみません。そういうことじゃなくて、これが王道だというのは私ももちろん理解する場所なんですけれども、こういう王道的なことをわざわざここで言わなきゃいけなかったという理由は何があるんですか。配付された資料等に定量化が為されていなかった、定性的なことがなかった、重みづけもなかった、理由もなかったというようなことだからこそこういう助言を書かれたわけでしょうか。

○原嶋委員長 寺原委員、いかがですか。

○寺原委員 ワーキンググループの中でも議論しましたけれども、書かれた理由だけではわからないという今おっしゃられたとおりの疑問というのは残っていました。つまり確か戸数だったか、住民の数だったか、多い案が選ばれているとか、何でこれが選ばれていたのかがよくわからなかった。

重みづけも、ものにもよります。今回の場合は最終的に選ばれたところが恐らく1番ROW的に無害なところということはわかるんですが、それ以外のところについてよくわからなかったというところがございます。

これは、もう一つのワーキンググループのほうでも同じような提言が残っていて、私は両方出たのですが、今まで石田委員が言われたとおり何度も議論されているところです。一応3つ案があるけれども、最後はこれにしましたというところを委員のほう、また、ワーキンググループのほうで納得できていなかったということで助言として残っています。総合的にという言い方をされる場合もあるんですけれども、その場合も例えば戸数だけで見ているんじゃないとか、そういう懸念も残っている場合がほかのワーキンググループでもございました。ですから、これは我々委員が見たときに納得できる内容ではなかったということであります。

以上です。

○石田委員 委員の皆様方、ご説明ありがとうございました。了解いたしました。

以上です。

○原嶋委員長 今の点はしばしば議論になるところでございます、あと、島主査、2点ちょっと確認なんですけれども、全体事項というところを代替案という小見出しに変えるという点が1点と、2点目の奥村委員からもありましたけれども、これは要は先住民族だけではなくてCADTもという意味です。

○錦澤委員 よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 奥村委員からいただいたご指摘ですけれども、一文が少し長くなっていてわかりにくかった部分があったかと思います。ROW内に居住する先住民族だけでなくというのは、その後の文章の最後のほうにある先住民族の土地や天然資源への影響を含めてということに係ってくるんですね。ですので、ちょっとくどくなるかもしれないんですけれども、正確にもう少しわかりやすくするとすると、ROW内に居住する先住民族への影響だけでなくという表現への影響というのをそこにに入れていただくと、先住民族の後の黄色マーカーをつけていただいたところ。

○原嶋委員長 わかります。影響と影響がつながっているということがわかるということですよ。

○錦澤委員 はい。

○原嶋委員長 奥村委員、いかがですか。

○奥村委員 わかりました。その方法もあるかなと実は私も思っていたところなので。

○原嶋委員長 同じことが下の段にも言えるんですか。下の段は大丈夫ですかね。よろしいですね。

では、これで島主査、2点今、錦澤委員からいただいたことと、あと、全体事項というのを代替案に、これはよろしいですよ、特に。

○島委員 すみません。ありがとうございます。そうですね、代替案検討という小見出しがあるのをちょっと見落としていましたので。

○原嶋委員長 大丈夫です。

○島委員 あと、助言3の修正案も錦澤先生、ありがとうございます。わかりやすくなったと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ほかございますでしょうか。

あと細かな点ですけれども、論点のところが助言2が1に変わるんですね。あともう一つ、論点の先住民族に対する影響のところの3行目のところで事業ROWとありますけれども、事業の前に「本」を入れていただくと統一されますので、これはマイナーチェンジですので、よろしいでしょうか。

それでは、今いくつかちょっとマイナーチェンジといくつか大きな点もありましたけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

本文、助言では2か所、あと、論点では2か所の修正ということです。委員の皆様、いかがでしょうか。

ちょっと審査部じゃなくて事業部に確認ですけれども、念のため確認します。以前ちょっとお話があったかもしれませんが、CADT、これの申請が仮に受理されたときには先住民族という位置づけになるのかもしれませんが、そうなってくると、それを回避する必要はないんでしょうか。この地域を回避する必要はないんでしょうか。

○齋藤 会議室です。確認しますので、少々お待ちください。

○原嶋委員長 柴田先生はいらっしゃる。

○柴田委員 柴田です。入室しました。

○原嶋委員長 わかりました。

ご回答を待ちます。

○小島 今、鋭意やっております。すみません。

○原嶋委員長 島委員、先ほどの申請が受理されたときというのは、何かそういった議論はあったんですか。すみません、ちょっと素朴な疑問。申請が受理されたら。

○島委員 そこはなかったです。

○原嶋委員長 錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 私の理解ですけれども、FPIC手続でしたか、その手続で認められれば、要するに先住民族が認めればよろしいと、そういう手続になると理解していたんですけれども、ちょっとわかりません。そこはJICAの事業部の方の回答を待ちたいと思います。私の理解はそういう理解だったと思います。

○原嶋委員長 素朴な疑問は、先住民族のお住まいの場所を外して今回ルートを変更したわけですよ。

○錦澤委員 ただ、CADTableのところはかかっていますから。

○原嶋委員長 もしCADTableのところから仮にですけれども、そんなに遠くないうちに仮に受理されて一定の位置づけを得たときにどうなるか。

○鈴木 いただいた質問に事業部のほうから回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 それでは、まずご回答をお願いします。

○鈴木 すみません。横から失礼いたしました。

いただいた質問の箇所ですけれども、まず申請が正式に為されて受理された後はJICAガイドライン上の観点でいいますと、影響を受けやすい地域ということになりますので、保護区の5要件と照らし合わせて仮に負の影響があるというふうに確認された場合には回避する必要があるが出てくと思いますが、まずは正式に申請がされて受理が為されるといったところが最初のステップかと思っています。

一方でお話にもありましたけれども、フィ国内のFPIC手続というところで申請が為されれば、フィ国内の手続として事業の実施許可をFPICを通じて行う必要があります。仮にフィ国内で事業許可が下りないということになれば、その場合も線形としては回避する必要性が生じてくるものと考えているところです。

事業部からは以上になります。

○原嶋委員長 田辺委員、お願いします。田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 すみません。今のご回答で保護区の5要件の話が出てきたかと思うんですが、これは生態系の保護区の5要件であって、先住民族の保護区に必ずしも適用されるものではないというふうに理解したんですけれども、ご確認をお願いします。

○原嶋委員長 審査部、お願いします。

○齋藤 お待たせしております。審査部の齋藤です。

ガイドライン上にプロジェクトは原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならないとありまして、今回は先住民居住区という観点で生態系の保護区とは別の文化的・社会的な面でそういったフィリピン国が定める地区で実施するためにFAQに記載されている例外的に事業を実施するための5条件を確認すると、そういった意味で使用しておりました。

以上です。

○西井 事業部東南アジア五課の西井と申します。

今の説明に加えて、先ほどの鈴木からの回答に若干補足をさせていただければと思います。CADTableの申請中の地域に関して、今後線形を回避しなければいけないかどうかという条件は3つほどあるかと思っています。その一つにでも当てはまる場合は線形を回避しなければいけないという結論になろうかと思っています。この3つのうち二つがJICAガイドラインに関わるもので、一つがフィリピン政府国内の手続に係るものです。前者二つがJICAガイドラインに関してですが、一つが今の保護区の条件に当てはまるか否か、もう一つが先住民の居住有無でございまして、この地域に関して先住民がいるかないかというところを改めて確認する必要性がございまして、世銀の先住民4条件の適合の有無を確認しなければなりません。これら二つの条件のどちらかに抵触する場合は回避が必要になるということになろうかと思っています。

一方で、フィリピン国内には国内でFPIC手続をしなければいけないというのは先ほど鈴木が申し上げたとおりでして、その結果として事業開発が許可されない場合は、これはこれでまた回避をしなければいけないということだと理解しております。

以上でございます。

○原嶋委員長 田辺委員、いかがですか。FPICと保護区と二つの問題が重なっているところで、田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 理解しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 では、今はスコーピングの段階ですけれども、万が一、事業が実施される前に状況が変わってくると、またいろいろ事業そのものあるいは事業地そのものの見直しという可能性があるということなんでしょうか。鈴木さんですか。

○鈴木 ありがとうございます。ご理解いただいているとおりで、可能性としてはございます。

○原嶋委員長 実際の可能性は、見込みは薄いと。そこまで今の段階では言えない感じですか。

○鈴木 そちらもご理解いただいているとおりで、申請の内容がどうなっているかというところ次第というところもあって、現時点では何とも申し上げられないというのが現状です。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。なかなかセンシティブなところがありますので、今後十分注意する必要があるところだと思いますけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○齋藤 また改めて発言よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○齋藤 先ほど5条件、保護区に関しての説明をしたのですがどうしても解釈が間違っておりました。ガイドライン上では文化遺産保護のためということが記載されておりますが、それを先住民族の居住区や先住民族が生活する地域まで解釈できるかというのはまだ決定的ではないということを訂正させていただきます。そのため、仮に先住民居住区に申請されて認定された場合でも、保護区で事業を実施するための5条件の確認までは今のところ明確に求められていないという理解です。

失礼いたしました。訂正いたします。

○原嶋委員長 ちょっと小島課長あるいは高橋課長、先住民の居住地域と保護区の関係、ちょっともう1度念のために確認してください。説明をお願いします。入っていると言っているのか、入っていないと言っているのか、わからないと言っているのか、ちょっと今はどれだったのか。小島さんあるいは高橋さんかな。ガイドライン上の保護区で文化的な側面も考慮した保護区ということで、先住民がお住まいの地域に入る可能性があると言っているのか、入る可能性がないと言っているのか、あるいは今の段階ではわからないとおっしゃっているのか、ちょっとそこをお願いします。

○小島 保護区という名前はどういう観点かということ、多分法律的に守られているかどうかというところも踏まえるんだと思います。そうなった場合、フィリピンの制度上、ここが保護される地域ということになれば、私たちとして配慮する必要があるというところなんです。それが今、齋藤が説明したとおり、あまりこういう少数民族の方々がおられる保護区に対してどういうふうに扱うという事例がなかなかないというところで曖昧な説明をしてしまったというところではありますが、いずれにしても、少数民族の皆様がおられるかどうかということに該当するかというのと影響があるかどうかというところは調査の過程で明らかにして、先方政府あるいは私たちの中でも解釈してDFRでご説明するのかなというふうに考えています。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、今の段階ではガイドラインでいう別紙1の自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に該当するかどうかということについては、今小島課長からご説明があったとおりということでよろしいでしょうかね。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。田辺委員、よろしいですか、今の理解は。

○田辺委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、助言の内容的には今いくつかの。どなたですかね。林副委員長、お願いします。

○林副委員長 すみません、ちょっと時間がない中で。さっきの私が言ったところに関係しているんですが、この文章なんですけれども、正式に申請された場合には可能な限り手続の進捗を確認し

となっていて、上のほうの2行で申請中に関しては、手続に進捗に加えということで、ちょっと取り扱いが申請されたとしても違う形の書きぶりになっているんですけれども、これでよろしいのでしょうかというのが錦澤委員に質問です。

以上です。

○錦澤委員 ここは正直ベースで申し上げて、私のオリジナルな助言としては申請中のところと保留されたところと、その保留という経緯が申請したアイタ族のグループもなぜ受け付けてくれないのかということで疑義を持っているということもあって、ちょっとそこがいろいろややこしいことになっているようなんですけれども、だから、申請されているところと保留されているところ、そこを考慮してくださいと、そういう助言でした。

ただ、ここはJICAのほうで補足していただければと思いますけれども、そこが手続として確定していない、保留中になっているということで、なかなかそこが十分にそういう中で扱うということが難しいと、そういう説明を受けていて、実質的にその保留中の部分についても状況をウオッチして、ここで書いてあるとおりなんですけれども、可能な限り影響を検討するということが助言の内容にしているということです。

ですので、確かにちょっとこれを読むとどういうことなのかなというのは不明な点があるかもしれないんですけれども、ただ、そういうことです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○西井 ちょっと補足といいますか、こちらからもご説明させていただければと思います。

言葉がややこしくて恐縮ですが、申請中と保留中の違いでございますが、申請中は正式にもう既に申請が受理をされて審査しているような状況ですので、申請の対象地域がもう明確になっているものでございます。一方、保留中のものは先ほど申し上げたとおり正式に受理されておりませんので、まだ正式な申請が為されていない。よって、対象地域に関しても、その範囲がまだわからないというのが実情でございます。

ですので、今その対象範囲がわからないものに対して調査するというのがなかなか困難であるということも踏まえまして、申請中と保留中で対応の少し記載ぶりを変更させていただきまして、保留中のものに関しては正式に申請がされた段階で対象範囲も確定されますし、ステータスも確定しますので、そのプロセスは見つつですが、そうなった際には調査をするということで、可能な限りフォローするということがお願いさせていただいている次第でございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。林委員、お願いします。

○林副委員長 すみません、何度もあまりこだわるつもりはないんですけれども、ただ、これは文章を読んだときに今の意図がちょっと違うふうに読めちゃうなと思ったので言っていると。要するに保留中に関しては、正式に申請が為された場合は、可能な限り手続の進捗を確認してと読めるんですよね。そうじゃなくて保留中に関しては、可能な限り手続を確認し、本調査の正式に申請がされた場合には上と同じような扱いとかいうんだったらわかるんですけれども、これは保留中、正式に申請が為されたときでも可能な限り手続の進捗を確認してというふうに読めると。だから、上と申請中は同じだとしても扱いが違うように読めますというふうに言っているだけなので、文章の意

図されていることはわかっているのですが、文章の読み方によってはそういうふうに読めちゃうのということをやっと、文章です。すみません。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

内容的には今重々ご説明いただいておりますので、議事録にも残っておりますので、ワーキンググループでの議論を尊重させていただきたいと思っておりますけれども、林委員、いかがでしょうか。

○林副委員長 私は中身について特にじゃなくて、そういうふうに読めちゃうというか、この文章だとカンマの申請された場合でも可能な限り手続の進捗を確認しと読めますと言っているだけ、人によって多分ちょっと違うように解釈していると。

○錦澤委員 もし可能であれば、「可能な限り手続の進捗を確認し」という文章を「本調査期間中に正式に申請が為された場合は」の前に入れるというのはあるかなと思いましたがけれども、趣旨としてはそういうこと、そちらのほうの方が正確かなとも思いました。

○原嶋委員長 米田委員、聞こえますか。米田副委員長、今。

○米田副委員長 すみません。ちょっと今の点なんですけれども、私もいろいろ説明を聞いて中身を理解したので、その保留中のという言葉に未受理で保留中のという言葉をつけ加えたらいいのかなとちょっと思ったんですけれども、もしかすると林委員の論点とは違ったかもしれないと思って手を下ろしました。

○原嶋委員長 それでは、今錦澤委員からありましたけれども、可能な限り云々というところの場所を変えることについてはいかがですか。林副委員長あるいは島主査ですね。それは特に問題ないような感じもしますけれども、島主査。

○島委員 島のほうは特に異存ありません。

○原嶋委員長 林副委員長。

○林副委員長 私もそのほうが誤解が少ないのかなという気がします。

○原嶋委員長 それでは、お願いします。

あと、保留中のことについて今ありましたけれども、これはここまでいろいろ議事録でも残って議論していますので、現在の形ということで、それでは、こういう形でいかがでございましょうか。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

ちょっと3番目のところは今後ドラフトファイナルレポートの段階まで予断を許さないといえますか、十分注視する必要があります。このドラフトファイナルレポートはいつ頃の予定なんですか。予定はまだ決まっていないかもしれませんが、目途としてはどんな段階でまた私どもが関与するのでしょうか。審査部かな、どなたかお願いします。

○齋藤 こちら事業部からの回答になりますので、少々お待ちください。今修正いただいた助言案に関して確認しております。

○原嶋委員長 どうぞ確認してください。

○西井 ご質問ありがとうございました。修正案に関して、趣旨了解いたしました。異論ございません。

あと、DFRの提出時期に関してご質問いただきましたので、鈴木のほうから回答させていただきます。

○原嶋委員長 大体でいいですよ。

○鈴木 DFRの目安ですけれども、夏頃、7月あるいは8月頃かと思っておりますけれども、こちらも暫定ということでお伝えをさせていただきます。

○原嶋委員長 結構です。ありがとうございます。いずれにしても、その前の段階でこの申請のまたいろいろ動きがあると、いろいろ難しい問題も出てくるということで、注視する必要があるということでもリマインドさせていただきます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。一応今画面にあるとおりで。

○錦澤委員 ごめんなさい。細かい点で恐縮なんですけど、今文章を移動していただいて、その移動していただいた後ろのところのコンマ、ありがとうございます。大丈夫です。

○原嶋委員長 それでは、今画面にあるとおりでございますので、論点のほうもちょっと脱字を入れたりしましたけれども、島主査、最終的な確認はよろしいでしょうか。

○島委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、今画面のとおり助言文を確定させていただきたいと存じますけれども、最終的な確認はいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

大変どうもありがとうございました。島主査、どうもありがとうございました。

○島委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 東南アジア、事業部のほうもありがとうございました。

それでは、ちょっと35分まで休憩させてください、皆さん。よろしいでしょうか。柴田主査、よろしいですか。

○柴田委員 承知いたしました。

○原嶋委員長 それでは、すみません。35分まで休憩ということでよろしくお願いします。

○小島 はい。35分再開でお願いします。

15:29 休憩

15:35 再開

○原嶋委員長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小島 こちらにいるメンバーは準備できておりますので、いつでも始めてもらって結構です。

○原嶋委員長 柴田主査、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、続きまして、ワーキンググループの会合報告と助言文確定ということで、2件目でインドネシア国のパティンバン港アクセス道路の事業です。この件につきましては柴田委員に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願いします。

○柴田委員 ちょっと本日冒頭、授業の関係で出席が遅れました。申しわけありませんでした。

では、4月25日開催のただいまご紹介いただきましたパティンバン港アクセス道路建設事業の環境レビュー方針に関する助言案のワーキンググループについてご報告いたします。

画面ありがとうございます。ワーキングは、小椋委員、作本委員、寺原委員、日比委員、松本委員、そして、柴田で担当させていただきました。

助言案ですけれども、まず先ほども代替案のお話は出ておりましたが、本件は環境アセスメント

報告書を既に現地政府のほうで承認がされているものではあるんですが、内容において代替案の記載がちょっと十分に見当たらないということから、一つ目の助言案、環境アセスメント報告書に記載が求められる代替案の検討について、推奨案の選定がされた根拠を可能な限り定量的に説明し、これを情報公開に役立てるよう実施機関に申し入れることという助言案を考えております。

それから、2点目ですけれども、社会配慮になります、本事業による農作物への影響を回避するべくということで、既存の灌漑水路の機能を残すことおよび苦情処理メカニズムや現地ステークホルダーとの協議を通して、事業実施段階においても農作物への影響の有無をモニタリングすることを実施機関に申し入れることという二つ目の助言案になっております。

これは基本的に環境アセスメントの報告書も含めてなんですが、ステークホルダー協議も含めてなんですが、既存の道路等の機能を残していくということは明確に位置づけられているんですけれども、特に農業が行われている地域を通過するということから、農作物を栽培するための農業施設についてもその機能の確保を明確に位置づけておいたほうが良いということで、二つ目の助言案になっております。

それから、3つ目ですけれども、補償方針のビジネスの喪失においてということで、永久的な喪失では代替ビジネスが獲得されているということを前提に補償内容が記載されている。だけれども、生計回復のモニタリングを通じ、本事業の影響で喪失した生計の回復が不十分な場合は、追加的な対策を検討するよう実施機関に申し入れることという助言案になっております。

これは少しこの文面だけではわかりづらいところがあるんですけれども、補償の方針につきまして一時的なビジネスの喪失と永久的な喪失というふうに二つあるんですけれども、一時的な喪失に関しては、喪失している期間が補償の対象になる一方で、永久的な喪失の場合には現地の補償に関する法律の関係もあって、3か月というような形で期間が区切られているというところがありました。そういったところで、その3か月が本当に大丈夫なのか、十分なのかといったような議論も踏まえて、代替ビジネスの獲得ということが十分できるということが前提なんですけれども、それがうまくいかない場合においてもしっかり追加の対策というのを考えていただきたいという趣旨で3点目の助言案になっております。

論点のほうもまとめて説明させていただいてよろしいでしょうか。一旦区切ったほうがよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 進めてください。お願いします。

○柴田委員 ありがとうございます。

論点なんですが、3つございまして、一つ目は新しいガイドラインの少し書き方に関係するところではあるんですが、別紙5が確かステークホルダー協議の話ではあるんですけれども、その中の表記で計画段階の早期から環境社会配慮の実施期間中まで情報が公開されたうえでステークホルダーの協議を実施するというふうに規定されているんですが、ここで書かれる環境社会配慮の実施期間中というのがどこまでを指しているのかということで少し議論になりまして、これは読み方を誤るというか、趣旨についてはこの下に書かれているとおり計画・建設・モニタリングまで含むという意味なんですけれども、読み方を誤ると何か計画の段階のそれこそ環境アセスメントをやっている期間に限られているような印象を持ってしまう場合も場合によってはあるのではないかとといったようなちょっと議論がありまして、ここは確認をするという意味で環境社会配慮の実施期間中とい

うのは、計画・建設・モニタリングまで含む環境社会配慮の実施期間ということを確認してきたというような内容であります。

それから、2点目なんですけれども、これは助言の1点目と関連するところではあるんですけれども、ごめんなさい、もしかしたら今日前半議論いただいていたのかもしれないんですが、環境アセスメント報告書についてどこまで代替案の分析の記載が求められるかというところにつきまして、ガイドラインの別紙2では環境アセスメント報告書に記載されることが望ましい事項として代替案分析というのは挙げられてはいるんですが、一方でガイドラインの冒頭の用語の定義のところなんかにおいても環境アセスメント報告書の定義においては、代替案の分析も含むというような形で明確に書かれておりまして、環境アセスメント報告書の中核を担う情報であることは間違いのないということで、今回の事業では環境アセスメント報告書にその部分、代替案の比較分析の部分のちょっと記載がなかったものですので、ただ一方で、環境アセスメント報告書は既に承認されているというような事情もありまして、少し議論になりました。

担当課の方からもご説明いただいたんですが、現地でのステークホルダー協議では、代替案の分析についても比較が現地のステークホルダーにしっかり示されていて、実際情報の公開は為されているということを確認してきたわけではあります、最後に記録される環境アセスメント報告書の中身としてはその記載がなかったものですので、そこを助言案としても先ほどのような形で残させていただいたというような経緯がここにまとめられております。

最後の3点目、既存道路沿いの店舗への経済的な影響なんです、これはここにもご説明いただいているんですが、以前のフィリピンの高規格道路網のマスタープランのプロジェクトですか、このときにも1度議論、小椋委員のほうから提起していただいて議論をしてきたところではあるんですけれども、現状この2021年のときにJICAさんのほうからご説明いただいた内容としてはここに書いてありますとおり、世銀のセーフガードポリシーでは、経済移転地として事業地で財産もしくは財産へのアクセスというふうになっておりまして、この事業地が対象になっておりますので、現道沿いの店舗等の経済的な損失というのがそのスコープから必ずしも含まれないというようなことがあります、今回も同じような道路の事業でして、現道の経済的な影響というところで議論になりました。

今回の事業につきましては、特に現道への経済的な影響はそこまで見込まれないんじゃないかというような話もご説明いただいていたんですけれども、スコープとして本当に今後もそういった現道沿いのところの経済的な損失を含まないという考え方をこのまま続けていった方がいいのかどうかというような点で、つまりこれは間接的な影響というところになるかと思いますが、引き続き議論をする必要があるんじゃないかといったような議論もありまして、論点という形でこのような形で記録をしていただいているというところでございます。

ご報告は以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた作本委員、小椋委員、あと日比委員、あいにく寺原委員はご退室ですけれども、ご参加いただいた委員の皆様、補足・追加ありましたらお願いします。

ちょっと待ってください。まずワーキンググループにご参加いただいた委員の皆様がもしご発言

ありましたら頂戴しますけれども、いかがでしょうか。作本委員。

○作本委員 作本ですが、特にありません。

○原嶋委員長 日比委員、小椋委員、いかがでしょうか。

○日比委員 日比も特に追加はございません。ありがとうございます。

○小椋委員 小椋も特にはございません。

○原嶋委員長 それでは、長谷川委員、ご発言いただいてよろしいでしょうか。

○長谷川委員 委員の方々、ありがとうございました。

質問というよりはコメントをちょっとさせてください。今日全ての議論の項目あるいは案件を通じまして、代替案の検討というところが結構焦点が当たっていたと思います。代替案の検討は2010年のガイドラインができた直後からガイドラインの運用委員会というところでも結構検討されまして、非常に悩ましい項目であるということは皆さんご存じのとおりだと思います。そういったときにまだまだ案件数が少ないので、代替案の検討をどんなふうにするかはそれ以降の積み上げをもって、何かいいものがあればそれをまた採用しようじゃないかみたいな雰囲気があったと思います。

あれから10年以上経って今回のガイドラインが新しくできまして、代替案の検討についてもう少し踏み込んだ何かが出てくるかなと期待はしておったんですが、相変わらず前回のもと同じようになっておって、もうここに至ってはJICAさんのほうでももう少し代替案の検討について踏み込んだ何かをすべきじゃないかなというふうに最近あるいは今日の議論も聞いて思っておりました。ガイドラインの中では、どういう評価基準、評価項目をもってやるかということは十分に語られていると思います。

それから、そのときに環境についての費用とか便益とか、あるいは経済評価、費用便益分析をしてどうのこうのというところも少し出ております。ただ、相変わらず問題なのは、たくさんある評価項目をどう総合評価するか、その際にどう重みづけするかというところでつまづいているんじゃないかなと思うんですね。実際のところは、これはカウンターパート国の考え方あるいは直接これをおやりになる調査団やコンサルタントの腕の見せ所だと思うんですけども、そろそろJICAサイドとしても何か手がかりになるような何かを見せる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

実際研究あるいは実務の世界でも費用便益分析以外にいろんな分析方法が出てきたり、多基準分析が出てきたり、それから、重みづけをする場合も二・三の手法が出てきたりということいろいろとメニューはそろってきたんですね。これまで完全とは言いませんけれども、こんないい総合評価をしている案件もあるねというのもいくつかあると思うんですね。そういったものをやはり整理しながらクエスチョン・アンド・アンサーというところで結構だと思うんですけども、こういうふうな重みづけ、こういうふうな総合評価、こういう手法を使ってはどうかぐらいの提案というか手がかりぐらいは示すということをそろそろしめないと、こういった委員会で相変わらず代替案の検討についてはいま一つはっきりしないねということですとずっと終わってきってしまうということを私は懸念しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今の点、後ほど審査部のほうで受け止めをお願いします。

続きまして、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 山岡です。ありがとうございます。

私も代替案についてです。今のご意見およびさっきのフィリピンでのいわゆる代替案の検討についての一般的なご意見というのは私も理解しておりますし、私はそれを蒸し返すつもりはないんですけれども、どちらかというと今回のこのプロジェクトにおける代替案の信頼性について申し上げたいと思います。

既に前回の事業概要説明でルート1、2、3で比較されて、3が1番総合評価がいいと、そういう結果を踏まえて今回のような代替案についての助言1あるいは論点2というのが出てきているわけなんですけれども、前回の事業概要説明のときに私も申し上げたんですけれども、いわゆる居住地の取得面積と移転家屋数の関係が不明である、あるいはルート1とルート3ではルート1のほうが29.8km、ルート3が34.8kmという比較をしていますけれども、最初のルート3は37kmで評価されていますので、延長が延びているんですけれども、それについては技術的には同等みたいな評価をされています。ほかにあるんですけれども、こういう指摘に対して前回から結構日にちが経っていますので、これをJICAサイドから現地のインドネシア政府に例えば問い合わせておられるのか、あるいはインドネシア側のこういうことに対する反応、これだけではなく要は全体の環境アセスメントの信頼性にも関わるようなことかなと思うんですが、その辺の相手側のこういうことに対する問い合わせおよび反応というのはこれまで何かあったのでしょうかということを教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今の点は後ほど事業部のほうで受け止めをお願いします。

続きまして、島委員ですね。お願いします。

○島委員 私もちっと代替案のところでコメントさせていただきます。

先ほどの案件のつながりで申し上げるんですけれども、先ほどの案件でいくと寺原委員が既にご説明いただいていますけれども、スコーピング案の中で比較の項目は結構拾ってもらっていて、比較してもらっているんです。一方で最終的にC案を選んだ根拠というのが委員の中で納得感が得られなかったというのが先ほどの案件の課題だと思っています。

もう一つ、こちらの案件でいくと、論点を読む限り情報公開がされていないという問題があるというのと根拠が明確じゃないという二つの問題があるのかなとちょっと理解してしまっていて、その二つ、例えばどっちに重きがあるのかなとかちょっとそこは教えてもらえればいいかなと思います。

先ほど長谷川委員のコメントの中で代替案の課題の振り返りみたいところで、どういったインデックスがあるというところもあるかと思うんですが、このような代替案の分析の評価における課題ですね。情報開示なのか、あるいは根拠の設定のものなのか、こういった形の今までの整理とか振り返りとかというアプローチはあるのかというふうに思います。

あと最後、ちょっと総論的な話になるんですけれども、後の話になるかもしれませんが、この案件の後の環境レビュー方針の中で代替案の検討がF/Sの中では書いてあるというところがあって、では総論的な話でいくと、F/Sの中にきちんと書いてあった場合に環境アセスメント報告書でどこまで求めるべきなのかというのは一般的な質問としてあるのかなと思いました。これは最後にJICAの方に受け止めとか解釈とか何かあるようでしたら教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、まず長谷川委員からのご指摘については審査部のほうで、山岡委員、あと島委員、事業に関わる場所は事業部のほうで手分けしてご対応をお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 代替案についての審査部の受け止めというか今の考え方を申し上げます。

代替案をどこまで広く検討すべきかというところについては、多分今日もそうですし、これまでの全体会合あるいはワーキンググループなどでいつも議論になっているところでございます。調査を効率的に進めたいという事業部の視点からすると、できるだけ絞り込みたい。ただ、より幅広い代替案を示すという意味では、より幅広く取ってやるべきだと。他方で私たちの事業においては、もちろん助言委員会の皆さんにきちんと説明するというところも重要なところではあるんですが、相手国政府との兼ね合いがあって、相手国政府の実施機関がどこまで代替案の検討の必要性について理解してもらえているかというところもあると思います。そういうバランスの中で事業部の皆さんも私たちの働きかけも含めて取り組んでいただいているというところですよ。

先ほどのフィリピンの案件でもありましたが、代替案を検討する際、必ずといっていいほど皆さんからコメントいただいているところは心苦しいところではあります。ただ、私たち自身も先ほど私から申し上げたような兼ね合いの中で事業部の皆さんにはできるだけ幅広く検討するようにお願いはしているところです。幅広く仮に検討した結果をどう分析するかというところでまだまだ稚拙な部分があるところはお指摘のとおりかと思いますが、コンサルタントの皆さん等も含めてちょっとやり方、より洗練されたやり方というのは取る必要があるのかなと思っているところではあります。遅々としてなかなか進まないというのは皆さんのご指摘を受けているとおりにかなと思います。

いずれにしろ、同じ有償資金協力の協力準備調査といっても要請のレベルあるいは相手国の事情、どこまで情報を入手できているか、いろんな状況がありますので、一律にというわけにはなかなかいかないと思います。おっしゃったとおり例えばグッドプラクティスなどを参照してこのようなやり方もあるよというようなことがあれば、私たちもいろんな事業部で共有して取り組みたいと考えているところです。

すみません、一般論で恐縮ですが、私たちの中でも何で代替案の検討をせなあかんねんというような話を私は10年前に聞いたことがあります、そんなことを言う人は多分もうJICAの中にはなくて、取り組む中でやり方を工夫しているというのが現状かなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。本件に関わるところで情報公開が不十分だという点も含めて、どなたですか。

○作本委員 すみません、作本ですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 ちょっと待っていただけますか。事業部のほう、どなたですか。

○福田 東南アジア一課の福田が説明させていただきます。

○原嶋委員長 今回の件はちょっと情報提供が不十分だという点と、今、山岡委員からいくつか具体的に居住地とか、あと住民移転数から見て信頼性があるのかどうかという点についての受け止めてをいただいてよろしいですか。前にちょっといただいたような記憶がありますけれども。

○福田 全体会合の際にも、あるいはワーキンググループの際にも説明していることの繰り返しにはなりますが、まず全体会合のときから何が変わったのかという観点で申し上げますと、インドネ

シア政府からも情報を求めて、補足資料として何枚か追加で共有させていただいておりますが、このようなものを確認しております。

一方で、この案件については協力準備調査をJICAでやっているわけではない案件ですので、なかなか過去にインドネシア側で実施した代替案について、今からどこまでJICAが協力準備調査をやったとしてやるであろうレベル感を求めるかというところが非常に頭の痛いところでして、ですので、助言にもちょっと出ておりますが、内容面について決してこのレベルでJICAとして100%満足していますということではないんですが、最低限どういう考え方で可能な限り定量的にどういう各オプションについてメリット・デメリットがあるかというものをインドネシア側とも話をして、情報を整理したうえで、情報公開という観点では不十分というよりはまだできていないという状況、少なくともEIAには入っていないということです。何らかの形で情報公開も行うようにインドネシア側に求めていきたいなというふうに考えております。

住民向けの説明においては、このような情報についても説明したうえで、現時点で特に反対が出てきていないということではありますが、JICAガイドラインとの関係で特に公開の部分については求められている事項でもあると認識していますので、そこはインドネシア側に求めていきたいなと考えているところです。これでお答えになっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、聞こえますか。お願いします。

○作本委員 ありがとうございます。

冒頭の長谷川委員のご指摘とJICAさんのご判断あるいは寺原委員、山岡委員からのコメントと私はずっと聞かせていただきました。今回も代替案がまた議論になってしまったわけですが、今回の代替案の中で助言1の中にどうしても落としちゃいけないこととしまして二つの内容があったかと思います。

まずはここに書いてありますように、推奨案が選定された根拠を可能な限り定量的に説明すると。十分な代替案を比較するうえでの情報量が足らなかったということがまずあるかと思います。例えば先ほどもう既にご指摘ありましたけれども、住民移転の数、移転された後をどうするかとかそのあたりは全くわからないままでA、B、Cのルート案が示されていた。私の印象としては1から3の案というのは甲乙つけがたいというか、似たり寄ったりの案が提示されてきて、それに対して強弱をつけづらかったという背景が事務局側にあったのではないかと思いますけれども、まずそれが一つと、あと二つ目の柱としては情報公開、これは絶対代替案の関係では抜きにできない、あるいは本件との関連で抜きにできないというふうに考えました。

情報公開はなぜここで言葉が途切れているのかと不思議に思われる方もおられるかもしれないんですが、今回ワーキンググループの場所で公表された追加的資料があったんですね。既にアセスの報告書は作成されてしまっているということで、この後にワーキンググループで出された追加的資料が公表されるというか公開される可能性があるのかないのかということも議論になったことで、やはり情報公開はこの代替案検討のところでは絶対抜きにできない、定量的・定性的な説明を十分してもらうこと、あるいはこれを情報公開に役立てる、先ほどの長谷川委員からのご指摘もありましたが、最低限本件でこの2本の柱だけは抜きにできないということで、明示的にこの用語を使わせていただいたという議論があったかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 すみません。手短にします。

代替案については委員長もおっしゃられたように本当によく出てくることで、私も何度も同じような助言の文案を作って出しているんですけども、もうそこはみんなわかっているわけです。だから、長谷川委員がおっしゃったように誰かがガイドラインを作るなり代替案検討をするときには、ここここは欠かせないとか、情報が足りないときにはこういう手段で説明することとかというようなガイドライン的なものがそろそろできていいのかなという気はしています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。今の点は多分、以前奥村委員もおっしゃっていたような記憶がありますけれども、柴田主査、ありますか。

○柴田委員 よろしいでしょうか。

ちょっと1点整理なんですけれども、先ほど島委員から代替案について公開の問題なのか内容の問題なのか、どっちが重いのかというようなお話もいただいたんですが、ちょっとまず前提に今回先ほど作本委員にもご説明していただいたんですけども、まず環境アセスメント報告書に代替案を分析したという内容の記載がないんですね、実際に。

私たちは助言委員会としてガイドラインに則って環境社会配慮の支援と確認を助言するわけなんですけれども、内容の部分での支援という意味では、今回案件の経緯として比較的最近までPPPで進められてきた中で、その一部の区間がこういった形でJICAのほうに回ってきたといったようなちょっと経緯もありまして、環境アセスメント報告書は既に承認済みという経緯もありまして、内容のところの支援というのも当然重要ではあるんですけども、なかなか限られている状況があるというところではあるんですが、一方、公開の部分に関しましては、ガイドラインで環境アセスメント報告書は文章として提示されていないといけないというふうになっていまして、さらに、それが代替案の分析を含むというふうになっていますので、承認されているとはいえ、記載されていない以上、何らかの形で情報の公開というものでそこを補うということで、ガイドラインとの整合性を図っていくような働きかけがいいんじゃないかということで、今回のような助言になっているというところですよ。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

今の点でちょっと確認ですけども、代替案についてF/Sの段階で確認されているということで、小島さんか高橋さんでしょうけれども、ガイドラインの今柴田主査からもありましたけれども、代替案を情報公開したうえでというふうに一応書いてあるんですね、形のうえで。今回はそこについてどうお考えなんでしょう。

代替案を検討しているということについては、今福田さんからお話があったとおりF/Sの段階でしたものについて内部的には確認されているんでしょうけれども、一応ガイドライン上は代替案を含めて、括弧になっていきますけれども、情報公開したうえで云々となっていますけれども、この点についてはどう考えたらよろしいでしょうか。小島さんでしょうか、高橋さんでしょうか。

○高橋 JICA審査部、高橋でございます。

ご指摘のとおり、ガイドラインの中にもEIAに含むべき内容として代替案の検討が書いてございますので、それに沿った対応を求めていくのが基本方針と考えております。一方で、福田課長から説明をしたとおり、相手国が実施した調査、EIAに基づいて案件形成を進めているという事情がございますので、可能な限りガイドラインの趣旨に沿った情報公開に向けた働きかけをしていくということが取り得る対応ではないかと考えている次第です。

以上です。

○原嶋委員長 掛川委員、どうぞ。

○掛川委員 すみません。今の助言1に関するところなんですけれども、まさに情報公開のところなんです、書き方として定量的に説明し、これを情報公開に役立てるよう書いてあるんですが、ちょっと内容的にもう少し明確にされて定量的に説明し、情報公開を通じて関係者と共有するよう実施機関に申し入れることとしたほうがよろしいんじゃないですかという一つ提案です。

以上です。

○原嶋委員長 すみません。もう1度ちょっとお願いします。

○掛川委員 助言1のところで、今の状況ですと、「定量的に説明し、これを情報公開に役立てるよう」と書いてありますけれども、この情報公開に役立てるというのがいま一つ明確ではないかと思いました。今、皆さんの説明を聞いていますと、もう少し明確に書くという意味で、「定量的に説明し、情報公開を通じて関係者と共有するよう実施機関に申し入れること」としたほうがよろしいんじゃないかなと思いました。先方政府が先に進めてしまったことなので、なかなか今の状況でJICA側からコメントをすることも大変かと思うんですが、少なくとも追加的に、先ほど言われた出てきた代替案に関する説明の内容は、改めて情報公開をして、関係者がきちんと納得するというそのプロセスは、私たち日本側としては担保する必要があるのかなと思っています。

以上、提案でした。以上です。

○原嶋委員長 柴田主査、いかがでしょうか。

○柴田委員 ありがとうございます。今いただいたご提案に異存はないんですけれども、実はJICAのほうから伺っているご説明ですと、ステークホルダー協議で既に共有はされていると。この代替案の選定についても納得が得られているというような形で説明を伺っておりまして、そうすると、情報公開としてガイドライン上、環境アセスメント報告書の文書としてちゃんと残されているというところが最低限必要になってくるころかなというようなこともありまして、ちょっとやんわりとした表現なんですけれども、ちゃんと公開を文書として、してくださいといったようなところの表現にちょっと留まっているというような事情がございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

福田課長、確認ですけれども、今回JICAは協力準備調査には関わっていないので、これはしょうがないんでしょうけれども、実際インドネシア側ではスコーピング案の段階で、F/Sの段階で代替案についてステークホルダーに説明をして、協議をしたということの事実は確認されているということでしょうか。

○福田 実は先ほどこちら側でも柴田委員にご説明いただいたことと全く同じ話をしておりまして、柴田委員からご説明があったとおりです。ですので、我々の認識としては、説明はして、かつ住民

の方も納得をしていただいている、ただ、ガイドライン上情報公開というところが抜けているので、これについて対応するようにインドネシア側にこのタイミングではありますが、求めていくということから、おっしゃるとおり若干ちょっと書きぶりはあれですが、今の助言になっているというふうに理解しております。

○原嶋委員長 了解しました。ありがとうございます。

それでは、一応ガイドラインそのものにはスコーピングの段階で情報公開し、ステークホルダーと協議をしたということの事実関係については一応確認が取れているので、直ちにガイドラインを無視しているということまでは断定できないという状況ですが、現状では情報公開がまだちょっと不十分なので、それを促したという趣旨ですので、掛川委員、いかがでしょうか。そういう背景がありますので。

○掛川委員 そうですね。わかりました。では、原文で結構です。

○原嶋委員長 今回の場合ちょっと難しいのは、協力準備調査にJICAが関わっていないものですから、そういう場合に一応事実関係は確認を取っていただいているということでもありますけれども、どこまで書くかということが若干幅が出てくるところなので、ご理解いただきたいと思います。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○島委員 すみません、島ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○島委員 そうしますと、ちょっとすみません、また先ほどの議論と同じような話が出てくるんですけれども、見出しのところが代替案の検討ではなくて情報公開とかになってくることになりませんか。

○原嶋委員長 両方かかってくるので、情報公開という見出しはあまりなかったと思うんですね。もともと助言のフレームワークは確か小島さん、そうですね。全体事項、代替案、社会配慮、環境配慮とかそんな感じでしたよね。何か送られてくるテンプレートみたいなのがありましたけれども、情報公開ではなかったですね。全体事項、代替案、環境配慮、社会配慮とかそんな感じでしたよね。

○小島 あと、その他ぐらいですかね。

○原嶋委員長 島委員、これはテンプレートみたいなのがありまして、ここは代替案の検討じゃなくて代替案じゃなかったかな。ちょっとそれは確認していただけますか。

○小島 確認します。

○島委員 こだわりのみで、お任せいたします。

○原嶋委員長 ということなので、両方に関わる場所ではありますけれども、今回代替案の情報公開について問題があったということなので、代替案のところでいいので、代替案ということによっていいんじゃないかと思えますけれども。

ほか、いかがでしょうか。

一応助言文としてはこういう形でまとめていただいたということによってよろしいでしょうか。あと、論点のほうはいかが。論点でちょっと気になったというか、表現で気になったのは、3番目のところの最後のほうで財産もしくは財産へのアクセスが損失する場合とあるんですけれども、財産、アクセスに損失があった場合なんだろうけれども、ちょっと表現だけ気になりましたので、論点の

3番の下から4行目です。財産もしくは財産へのアクセス、確か世銀のほうはアクセスへのロスが何か発生した場合とかそういう書き方だった。損失があった場合、財産もしくは財産へのアクセスに損失があった場合、小島さん、いかがですか。世銀の表現はそんなようなface the lossとかそんな感じだったと思いますけれども、確認してください。

表現としては以上です。

ほかはいかがでしょうか、全体として。

山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 これ円借款を念頭に置く場合、相手側がF/Sをやっているということは、これは事実なんですけれども、このレビューも実施されるわけですね。前の概要説明のところではレビューの実施中というふうな言葉もあったんですけれども、このF/S、レビューの中で代替案について当然過去やったものが信頼できるものなのかどうかというレビューは含まれるんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 多分含まれると思いますけれども、福田課長ですか、レビューをされて、それについて一応信頼性を確認しているかということですが。

○福田 含まれております。ただ、あくまでレビューですので、当時何人被影響住民がいるかというようなところまでF/Sの段階で調査されていなかったですので、今回レビューですとかインドネシア側への確認でそこまでの数字は取れていないというのが現状になります。

○山岡委員 ただ、その結果を認めたくて、もうこのルートについてはJICAとしても認めると、そういうお立場なんでしょうか。

○福田 はい。そのとおりになります。ただ、今回の環境レビュー方針に基づいてレビューをこれから行うということではありますが、このような方針で確認ができれば進めていきたいというふうにJICAとしては考えているということになります。

○山岡委員 わかりました。

○原嶋委員長 織田委員、聞こえますか。

○織田委員 聞こえます。織田です。

今までの議論とは少し別の側面なんですけれども、助言案の3で補償方針のことに触れられていることについて、実は、この補償方針の中に時期の設定があって、場合によってはいろいろな問題が生じかねないということについて、私自身今まであまり注意を払っていなかったものですから、このご指摘は非常に重要だと思いました。確かに、レビュー方針を見ますと、補償方針の中で特に3か月を区切って働いている人には給与保障するとありますけれども、このように時期を区切るということは普通に行われていたのでしょうか。不勉強で申しわけないんですけれども、この助言案3に関連してお尋ねいたします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。JICAの側、お願いしてよろしいでしょうか。福田さんでしょうか。

○福田 その区切りはインドネシア政府の規定に基づくもので、一般的にといいますか、ほかの事業でもされているところでした、ご質問への回答はストレートにお答えしますと、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今、環境レビュー方針の13ページに今の点が出ているとこ

ろではありますね。織田委員、いかがですか。

○織田委員 ありがとうございます。私もそれを見て、ああ、こういうことだったと遅まきながら気がついたところですけども、これに沿ってされるということで了解いたしました。

ただ、今回の委員のご指摘のように、時期がずれると永久的な喪失の場合と一時的な喪失の場合では異なる結果が出てくるということは重要なご指摘だと思いましたので、コメントさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、ちょっとこの後環境レビュー方針もありますけれども、まず助言文と論点について現在示されているところの内容で確認させていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

論点のところは、損失のところは大丈夫ですか。ちょっと言葉の表現が、小島さん、大丈夫ですかね。このままでも、損失があった場合。

○高橋 ありがとうございます。原文を確認しましたが、ご指摘の通り損失があった場合と記載させていただくことでよろしいと思います。

○原嶋委員長 柴田主査、いかがですか。

○柴田委員 はい。異存ございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、まずちょっとこの後、環境レビュー方針がありますので、まず助言文および論点について、ここで締めくくりにして確認させていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

2点ちょっとマイナーチェンジでありますけれども、特になければ今お示しいただいている内容で助言文と論点を確定させたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、一応今お示しいただいているとおりで確定させていただきます。柴田主査、どうもありがとうございました。

○柴田委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 今の関連で環境レビュー方針がついておりまして、多分これについてもいろいろあるかと思いますが、主に代替案のところが3ページにございますので、今回助言に従った情報公開の試みといいますか、取り組みを引き続き続けていただくということになるかと思いますが、福田課長、そういう形でよろしいでしょうか。

あと、環境レビュー方針について何か重要な点がありましたら、この後ご意見いただきますので、委員の皆様、よろしくお願いします。

○福田 よろしいでしょうか。

先ほどの件につきましては、いただいた助言に基づいて環境レビューを実施していきたいと思いますので、異存ありません。

○高橋 あと、すみません、審査部のほうから一言、タイトルですが、助言の最終案が「代替案」というタイトルにさせていただいておりますが、環境レビューの項目名では「代替案検討」となっておりまして、細かい話で恐縮ですが、揃えたほうが良いかなと思っておりまして、助言も「代替案検討」とさせて頂きたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 高橋さん、我々に送られてくる助言を書き込む表があるんですね。今ちょっと私、内容を見て、そこがどうなっているかちょっと私わからないんですけども、それに従って今まで区分してきたような感じなんですけれども、今ちょっと私の手元にないのでわからないんですけども、それはどうなっていますか。

○高橋 委員長、ありがとうございます。そちらも「代替案検討」という記載になってございまして、そういった意味では「検討」を付けたほうが良いと思っております。

○原嶋委員長 そうすると、その前の先ほどのフィリピンの件も同じなんです、実は。先ほどのフィリピンの件、島主査にお願いしたフィリピンの件も同じようになっているので、島主査、よろしいですね、同じような形で。

○島委員 お願いします。

○原嶋委員長 「代替案検討」ということで、揃えていただいてよろしいでしょうか。高橋さん、よろしいですか。

○高橋 はい。フィリピン案件の論点が「代替案」と書いてしまっていたので、それでインドネシアのほうも混乱を来してしまったのかなというふうに思っております。

結論としては、「代替案検討」という表記をいつも使わせていただいているので、それに揃えるようにするのが良いと思います。

○原嶋委員長 島主査、よろしいですか。全てを代替案検討に統一するという表現の変更、島主査、よろしいでしょうか。

○島委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 委員の皆様も特にご異論がなければ揃えさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、戻りまして、インドネシアの件で環境レビュー方針が今代替案については福田課長からご説明ありましたけれども、ほかの点で何か重要な点でご発言ありましたら今頂戴しますので、ちょっと時間の制約はありますけれども、サインを送ってください。

インドネシアの案件の環境レビュー方針が今お手元にあるかと思えますけれども、3ページの代替案検討については今、福田課長からご説明ありました。あと、13ページの補償のルールについてのご説明も織田委員からのご質問に対していただいておりますけれども、ほかに何か重要な点がありましたらいただきますけれども、いかがでしょうか。

それでは、特にないようであれば、こういう形で助言および論点を確定させていただいたうえで、今お示しいただいている方針で環境レビューを進めていただくということでお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、柴田主査と事業部の福田さん、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○福田 ありがとうございました。

○柴田委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、最後、その他になるのでしょうか。

○小島 もしよろしければその他のところを説明したいと思います。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 思い出すと、2月7日の全体会合で錦澤委員のご質問をきっかけに委員長、そして、作本委員から改正後のガイドラインについての説明の依頼をされました。私自身は、ガイドラインでポイントは説明を1月にしましたと答えたんですけれども、多分皆さんの中ではなかなか把握しにくいのかなというところでございます。

私たちから皆さんにどのような資料を提示すれば1番わかりやすいかなと思っていろいろ検討して、つまり2010年のガイドラインから2022年のガイドラインの改正で基本的な流れとか考え方は変わっていないので、具体的にどこがどう変わったかというのをお示しするのが1番早いと思いました。

今日の議事次第のURLのリンクは諮問委員会の資料を指しているんですが、そこで2010年のガイドラインから22年のガイドライン案でどのように変わったかというのを見え消しで示しています。あくまでも諮問委員会でご説明した時点のもので、若干変更はあるんですけれども、諮問委員会の中で大きく議論になったところはそこに書いてありますので、参照いただければと思います。

FAQについても既存のFAQから何を付け加えたかというのは諮問委員会第12回で提示しておりますので、そこをご確認いただけると、どこが変わったのかというところがおわかりいただけるのかなと思います。

ここまで説明すると、2010年と22年の正式版の見え消しを提出してくれれば1番いいじゃんというふうにお考えだと思うんですけれども、見え消し版を管理するのもなかなか難しいので、今手元にない状況です。なので、今回お示したものでちょっとご理解いただければというところでございます。まず1点目はそのご説明でございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、ご発言ありましたら承りますけれども、いかがでしょうか。

○錦澤委員 小島課長、どうもありがとうございます。

2月は確かに私のように発言しまして、もう1月の会合で既にポイントについてご説明いただいていたということで、議事録も私確認して、確かにきちんとポイントを説明されていて、私のほうできちんと聞いていなかったというところがいけなかったんですけれども、ミティゲーションヒエラルキーのところの追加とかそういったところ、私も十分理解できていなくて、ちょっと気になったのは諮問委員に参加している委員と私自身は参加していなかったの、内容を理解できていなかったのをお尋ねしたということなんです、今日提供していただいた情報等をもう少し私のほうでも確認しておきたいと思います。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○作本委員 すみません。小島さん、本当にありがとうございます。この対照表といいますか、この表を見せていただきまして、とてもわかりやすくなりましたというか、私も勉強していたものですから役立ちました。

一つだけちょっと気になることがあるんですが、まず全体的に見ると、やはり新しい告知の原則

でありますとか、あるいは別紙5と1でもって協議の内容を明確化されたとか、あるいは相手国政府というのを州政府も含めて注を入れながら全体に取り入れやすくしたとかいくつかあったと思います。私自身はこのJICAのガイドラインで理念と序の使い分けも悩まれたところだと思いますけれども、やはり理念のところの方針案のところでの使い分けをこのようにされているということで、丁寧にご説明がありましたので、納得いたしました。

一つだけ先ほども議論がありましたけれども、保護区なんですけど、今ちょっと別のコンピュータで何ページにこの保護区の説明があったか見つからないんですけども、保護区に関して原則としてという表現の置き場所が変わったかと思うんですね。ちょっとページまでは今わからないんですが、原則としてという置き場所を変えたことによって何か違いが出るのか、あるいはよりはっきりさせるだけのためのものか、ちょっとそこだけ一つもしご説明いただけるとありがたいです。

○原嶋委員長 小島課長、お願いします。

○小島 皆さんもお手持ちの新しいガイドラインの冊子の15ページだと思います。法令基準計画などとの整合性、上のほうですね。2ポツにプロジェクトは相手国政府が法令などにより自然保護や文化遺産保護のために特に指定された地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として当該指定地域の外で実施しなければならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないというような記載をしております。これが変わったかどうか、すみません、今見ます。

○原嶋委員長 ただし書を表に出したんですね。

○小島 そうですね。はい。

○原嶋委員長 作本委員、多分日比委員が1番お詳しいんですけども、結論から言うと、趣旨は変わっていません。

○作本委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 趣旨は変わっていません。これについては日比委員がよくご存じですけども、いろいろ議論があったところではありますけれども、保護区の実施の原則的な趣旨は変わっていません。ただ、表現を括弧してただし書であったものを表に出して、もう少し説明しやすくしたということでもあります。よろしいでしょうか。

○作本委員 助かりました。

○原嶋委員長 小島さん、どうぞ。

○小島 原則としてというものの言葉の位置を変えたのは、より明確にするためというところなので、まさに今原嶋委員長がおっしゃったとおりです。

○原嶋委員長 日比委員、どうぞ。何かありますか。日比委員、よろしいですか。

○日比委員 いいえ、私からも特に委員長から言っていた以上のことはないかと思います。

○原嶋委員長 ここについてはたくさん時間をかけて議論して、結局変わらなかったという言葉は悪いですけども、内容的には変わらなかったということです。ただ、議論した時間はすごく長かったですよね、日比さん。

○日比委員 はい。かなりいろいろ意見を言わせていただきました。

○作本委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほか、いかがでしょうか。

あと、小島さん、何かもう1個あるんですか。どうぞ。

○小島 冒頭お話ししたところに関係しているんですけれども、次期助言委員の皆さんの応募についてでございます。締切りが5月20日で、応募は既に始まっているところです。ぽつぽつご提出いただいているんですけれども、率直に言うところちょっと低調でございまして、皆さんのお仲間あるいは後輩、先輩、同僚などにも促進いただければ幸いです。

今の助言委員会の皆さんのメンバーというのはとてもバランスが取れていると思います。大学の教員の方々、それとかシンクタンクの方々、民間の方々、そのバランスをできるだけ保ちたいというふうな考えでございまして、もし次期応募されないというようなことを考えておられるのであれば、周りの同僚の皆さんとかお仲間の皆さんにちょっと声をかけていただくというのもぜひお願いしたいと思います。締切りは5月20日で1週間後なんですけれども、何卒よろしくお願い申し上げますというところでございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか委員の皆様、何かございますでしょうか。

先ほど代替案の議論の中でいくつか出ていましたけれども、以前、奥村委員が確か代替案について何かもう少し整理が必要じゃないかというようなご指摘があったように記憶していますけれども、奥村委員、聞こえますか。

○奥村委員 聞こえます。すみません、自分で何を言ったか思い出せないんですけれども、多分代替案の定義の仕方、評価の仕方とかあらかじめ決めておいたほうがいいとか何か言ったような記憶はあります。けれども、すみません、記憶を忘れてしまっているので、ご放念ください。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

ほか委員の皆様、いかがでしょうか。ちょっとこのあたりは運用では非常にセンシティブな問題で、なかなかすっきりしないところではありますけれども、議論が必要なのところだと思いますけれども、ほかの委員の皆様、ほかにございますでしょうか。

事務局のほうはありますか。

○高橋 特段ございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと長くなって大変恐縮ですけれども、最後になりますけれども、委員の皆様、ご発言等ございましたらサインを送っていただきたいと存じます。

これまでいただいていない方は山崎委員、ご発言いただいておりますけれども、もしご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

では、特になければ第136回全体会合をこれで終了させていただきます。大変長い時間、ありがとうございました。

○小島 次回が6月6日月曜日なので、どうぞよろしくお願い申し上げます。残りあと2回、お願いします。

16:39 閉会